

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、その翌日)

目 次

- ◇ 告 示
 - 国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
 - 国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
 - 国民健康保険医等として登録があつたものとみなされるもの(二件)
 - 被爆者一般疾病医療機関の指定
 - 米飯提供業者の業者登録
 - 土地改良区の役員の就退任
 - 土地改良事業計画の適否の決定(三件)
 - 土地改良事業の認可(七件)
 - 宅地建物取引業法による聴聞
- ◇ 教委告示
 - 鳥取県立境水産高等学校専攻科入学者選抜実施要項
- ◇ 企業告示
 - 収納取扱金融機関の指定の一部改正

告 示

鳥取県告示第七百七十一号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条に規定する療養取扱機関として同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年九月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
伊藤齒科医院	米子市旗ヶ崎七六八―五	昭和五十三年八月二十一日
熊谷齒科医院	鳥取市南吉方二丁目六一	昭和五十三年八月十六日
庄司医院分院	鳥取市湖山町北二丁目五四七	昭和五十三年八月十八日
山崎内科医院	鳥取市立川町五丁目二〇―七五	昭和五十三年九月一日
岸 田 医 院	鳥取市立川町二丁目一四	"
有限会社 岡本薬局	鳥取市立川町五丁目二〇―七七	"
小坂薬局	米子市糺町一丁目一八	"

橋本外科医院	鳥取市大杵菴本木 二〇四一三	昭和五十三年九月六日
田本歯科 わこう診療所	米子市東福原五二	昭和五十三年九月十二日

鳥取県告示第七百七十二号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年九月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所在地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
伊藤歯科医院	米子市旗ヶ崎七六八―五	全国	昭和五十三年八月二十一日
熊谷歯科医院	鳥取市南吉方一丁目六一	"	昭和五十三年八月十六日
庄司医院分院	鳥取市湖山町北一丁目 五四七	"	昭和五十三年八月十八日
山崎内科医院	鳥取市立川町五丁目 二〇一七五	"	昭和五十三年九月一日
岸田医院	鳥取市立川町二丁目一四	"	"
有限会社 岡本薬局	鳥取市立川町五丁目 二〇一七七	"	"

小坂薬局	米子市糺町一丁目一八	"	"
橋本外科医院	鳥取市大杵菴本木 二〇四一三	"	昭和五十三年九月六日
田本歯科 わこう診療所	米子市東福原五二	"	昭和五十三年九月十二日

鳥取県告示第七百七十三号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年九月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
片山 由美子	鳥国薬第三八三三号	昭和五十三年八月九日
山中 茂	鳥国薬第三五九号	昭和五十三年八月八日

鳥取県告示第七百七十四号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬

判師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年九月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
永美善 男	鳥国歯第三六〇号	昭和五十三年八月十八日
藤原憲 治	鳥国医第二、二八六号	昭和五十三年八月二十一日
外間康 男	鳥国医第二、二八七号	昭和五十三年八月二十四日
小川東 明	鳥国医第二、二八八号	"
井上明 道	鳥国医第二、二八九号	"
前之園省 三	鳥国医第二、二九〇号	"
猪妻忠 治	鳥国医第二、二九一号	"
日比谷潔 志	鳥国医第二、二九二号	"

登録番号	登録年月日	氏名	名称又は屋号	住所	営業所の所在地
鳥振第一五〇号	五三、四、七	中村産業株式会社 代表取締役 林 利夫	え ぎ き	鳥取市寺町一―三二	鳥取市江崎町三九―三
" 一五一 "	五三、四、一〇	岡 本 美知子	スナック喫茶 ひろみち	鳥取市松並町二丁目一六〇	同 上
" 一五二 "	五三、四、一四	山 下 とみ子	登 美	鳥取市今町二丁目二五八―一	鳥取市南吉方一丁目六三―一

鳥取県告示第七七十五号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則(昭和三十三年厚生省令第八号)第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十三年九月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
昭和五十三年八月二十四日	有限会社岡本薬局	鳥取市立川町五丁目 二〇―七七

鳥取県告示第七七十六号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第三百三号)第三十五条の四第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の業者登録をしたので、同規則同条第四項の規定により告示する。

昭和五十三年九月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一五三〇	田中英子	御袋さん	鳥取市湖山町一七四九一三二	同 上
一五四〇	網本明代	喫茶 睦 峨	鳥取市寿町七一九	鳥取市上魚町七一
一五五〇	桶谷和正	和	鳥取市二階町一丁目二〇九	同 上
一五六〇	竹間徳治	フアーニチュア	岩美郡岩美町浦富一〇三五	同 上
一五七〇	西尾昌之	アラビアン	鳥取市丸山町二七六一一三	岩美郡福部村湯山二〇八三
八振第一一三〇号	寺坂喜美子	やまと食堂	八頭郡智頭町智頭一八八五一三	同 上
倉振第二八八号	岩本美代子	ニューいこい	東伯郡東伯町徳万三六三三八	同 上
二八九〇	小椋隆恵	羽衣石	東伯郡北条町江北四二一三	同 上
二九〇〇	原 絹 恵	ユーフォー	東伯郡東伯町下伊勢五五六	東伯郡東伯町徳万八七一一
二九一〇	阿久津 博	阿久津	倉吉市上井町二丁目一〇一一三	同 上
二九二〇	中本 基	ステーキハウスとうはく	東伯郡東伯町徳万五五八一	東伯郡東伯町逢東八〇六
日振第八五号	谷口 東義子	ドライブイン	日野郡溝口町宮原一三一一三	日野郡溝口町上野八〇一三
八六〇	安達 覚	シュツポツポ	日野郡日野町根雨七七九一一	日野郡日野町貝原一四九一一

鳥取県告示第七七七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十三年九月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

飯盛山土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 奥田 優 八頭郡佐治村大字津無三六〇
岡島 智栄 古市二二二一

青柳 弟次	津野三八四
前田 宏	津無六〇八一
西尾 文雄	六六
西尾 幸男	四五四
田中 譲	大井三二二
前田 寛文	津無一〇八
小谷 拓	四三三
小谷徳朗左衛門	加瀬木三八九

任期満了により退任

飯盛山土地改良区

就任した役員の名及び住所

理事 奥田 優 八頭郡佐治村大字津無三六〇

岡島 智栄 古市二二二一

青柳 弟次 津野三八四

前田 宏 津無六〇八一

西尾 文雄 六六

西尾 幸男 四五四

田中 寛文 大井三二二

前田 寛文 津無一〇八

小谷 拓 四三三

小谷徳朗左衛門 加瀬木三八九

昭和五十三年六月二十四日開催の臨時総会において総選挙の結果当選し、
同日二十七日就任 任期三年

千代土地改良区

退任した役員の名及び住所

監事 大西 勝美 鳥取市朝月八六

昭和五十三年七月二十八日死亡により退任

鳥取県告示第七百七十八号

昭和五十三年七月七日付けで赤碕町から申請のあつた土地改良(国主地区は場整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において

準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年九月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年九月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

赤碕町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百七十九号

昭和五十三年七月二十日付けで溝口町から申請のあつた土地改良(岩立地区は場整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年九月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年九月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百八十号

昭和五十三年四月二十四日付けで気高町から申請のあつた土地改良（下光元地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年九月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年九月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

気高町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百八十一号

岸本町から申請のあつた町営土地改良（立岩地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年九月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年九月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百八十二号

岸本町から申請のあつた町営土地改良（真野地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年九月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年九月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百八十三号

溝口町から申請のあつた町営土地改良（荘地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年九月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年九月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百八十四号

河原町から申請のあつた町営土地改良(神馬地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年九月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年九月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百八十五号

東伯町から申請のあつた町営土地改良(田越地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年九月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年九月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百八十六号

赤碕町から申請のあつた町営土地改良(松谷地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年九月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年九月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百八十七号

赤碕町から申請のあつた町営土地改良(成美地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年九月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年九月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百八十八号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十九条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十三年九月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 聴聞の期日

昭和五十三年九月二十五日 午前十時三十分から

二 聴聞の場所

鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県庁本庁舎第三会議室

三 聴聞当事者の住所及び氏名

米子市上福原一五〇七番地 佐伯武壽

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十一号

昭和五十四年度鳥取県立境水産高等学校専攻科入学者選抜を次の要項によつて実施する。

昭和五十三年九月十六日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

昭和五十四年度鳥取県立境水産高等学校専攻科入学者選抜実施要項

一 募集生徒数

水産学科 海洋科 約十人

機関科 約十人

二 出願資格

1 昭和五十四年三月水産高等学校の海洋科、漁業科又は機関科を卒業する見込みのある者

2 水産高等学校の海洋科、漁業科又は機関科を卒業した者

三 出願期間

昭和五十三年十月二日(月)から十月十一日(水)十二時までとする。
なお、郵送による場合は、十月七日(土)までの消印のあるものは、

有効とする。

四 出願手続

1 入学志願者は、出願期間内に次に掲げる書類を鳥取県立境水産高等

学校(以下「境水産高等学校」という。)に提出しなければならない。

(一) 入学志願書(境水産高等学校から交付を受けたもの)に入学選抜手数料として八百円に相当する額の鳥取県収入証紙(消印をしないこと。)をはり付けたもの

(二) 出身水産高等学校長の発行する調査書(大学受験用の調査書と同様とする。)又は水産高等学校の卒業資格及び学力を認定するに足る書類

2 境水産高等学校長は、入学志願書を受理したときは、入学志願者に受検証を交付するものとする。

五 入学者選抜学力検査及び面接の期日等

(一) 期日 昭和五十三年十月十八日(水)九時から十五時まで

(二) 場所 境港市中野町二〇〇番地 境水産高等学校

(三) 学力検査の科目

海洋科 航海、運用、海事法規、英語及び数学

機関科 機関(一)、機関(二)、執務一般、英語及び数学

六 入学者選抜方法

入学者の選抜は、入学志願者の提出した書類の審査、入学者選抜学力検査等の結果を総合して行う。

七 合格者の発表

昭和五十三年十月二十六日(木)とし、境水産高等学校に掲示するほか、合格者に通知する。

八 注意事項

1 提出された書類及び入学選抜手数料は、返還しない。

2 この要項に関する質疑事項は、境水産高等学校に問い合わせることに。

九 参考事項

- 1 専攻科の教育課程は、漁業又は機関に関する事項を精深な程度において履修させる。
- 2 専攻科の修業年限は二年とし、学期は第一学期(四月から八月まで)及び第二学期(九月から翌年三月まで)の二期とする。
- 3 専攻科の生徒の学習の評価、単位の修得の認定、修了等については、高等学校の全日制課程に準ずるものとする。

企 業 告 示

鳥取県企業告示第二号

昭和五十三年八月鳥取県企業告示第一号(収納取扱金融機関の指定について)の一部を次のように改正し、昭和五十三年九月十八日から施行する。

昭和五十三年九月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

表中

五千石支店

米子市福市

を

旗ヶ崎支店

米子市旗ヶ崎

に

改める。